

家畜衛生だより

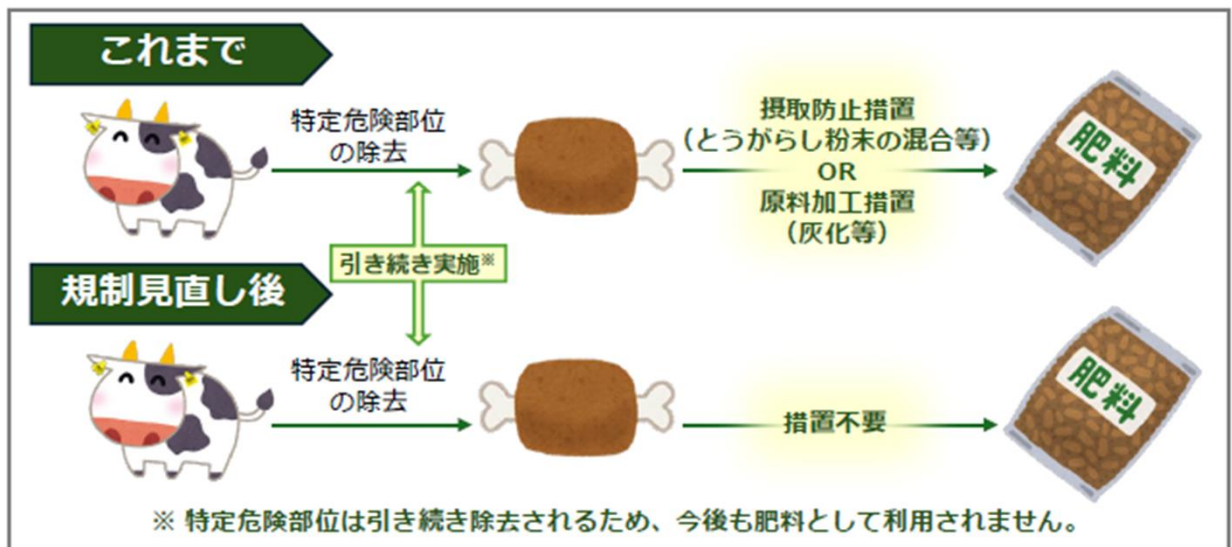
令和7年度第15号（牛等） 令和7年9月発行



西部家畜保健衛生所・西部動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141（夜間・休日対応）
Fax:043-286-0090
（公社）千葉県畜産協会

牛、めん羊及び山羊由来の原料を使用した肥料の BSEに係る規制を見直しました（令和7年9月）

牛、めん羊及び山羊（以下、牛等という。）の肉や骨などを含む肥料はBSEの発生を予防するため、摂取防止材等の混合またはBSEの発生予防に効果がある原料加工等の**管理措置を義務付けてきました**。今般、このような肥料が、牛用飼料等へ流用・誤用される可能性が極めて低いという状況等を踏まえ、これらの**管理措置を原則不要**としました。



畜産関係の皆様へのお願い

牛等由来たん白質を使用した肥料を牛等が誤って摂食しないよう、引き続き、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。また、牧草地等に施用しないでください。



牧草地等に肥料を施用する際は以下をご確認ください

牛等由来たん白質を使用した肥料には、必ず、その包装等に右図のような**注意事項の表示がされています**。牧草地等に肥料を施用する際は、このような表示がないか、よくご確認ください。

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

注意：飼料安全法で、牛等に肉骨粉などの牛等由来たん白質（乳を除く）を与えることはできません。

肥料規制の見直しに係る
お問合せ先

農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課
03-3502-5968（直通）

牧草地等への肥料の施用に関する調査のお願い

回答日：令和 年 月 日

牛等由来たん白質を使用した肥料（牛等の肉や骨などを含む肥料）が、牧草地等へ施用されていないこと等を踏まえ、チラシのとおり規制を見直しました。

見直し後も、引き続き、牛等由来たん白質を使用した肥料を牧草地等へ施用しないようお願いしています。

これを踏まえ、改めて、お使いの肥料が、牛等由来たん白質を使用していない肥料であることの確認をお願いしています。

確認されましたら、右のQRコードから回答フォームにアクセスし、ご回答いただくか、本用紙に記入の上、管轄の家畜保健衛生所へご提出いただけますようお願いいたします。



※ ご記入いただいた回答及び回答者情報は、牧草地等への肥料の施用状況の把握のみに使用し、第三者に提供することや公表することはありません。

◆ 回答者情報

法人名または氏名：

都道府県：

◆ 牧草地等への肥料の施用状況

- 牧草管理のため、購入した肥料を牧草地等に施用していますか？

はい

いいえ（「いいえ」の場合はここで終了です。）

- 牧草地等に施用しているのは、牛等由来たん白質が入っていない肥料ですか。

入っていない肥料 入っている肥料

※ 牛等由来たん白質が入っている肥料には、右のような注意表示がされています。

※ 家畜ふん堆肥は、牛等由来たん白質が入っている肥料ではありません。

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

ご協力ありがとうございました。

【問い合わせ先】 農林水産省消費・安全局農産安全管理課 肥料企画班・肥料検査指導班

TEL : 03-3502-5968 Email : hiryo_info@maff.go.jp